

神戸市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第26条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 本会常勤理事に対して、報酬及び通勤手当を支給することができる。

2 本会常勤理事の報酬及び通勤手当の支給方法は、本会職員の例による。

3 本会監事には、監査作業に対して定額の報酬を支払うことができる。

4 本会非常勤理事及び評議員には、報酬は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 本会常勤理事の報酬額は、別表第1に掲げる範囲内で理事会において決定し、通勤手当の額は、本会職員の例による。

2 本会監事の報酬額は別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬及び通勤手当は、月払いの場合は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、月払いでない場合は、その都度、支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、その職務のため、理事会又は評議員会に出席したときは、別表第3により費用を弁償する。

(適用除外)

第6条 第2条から第5条の規定は、神戸市職員である役員及び評議員には適用しない。

(公表)

第7条 本会は、この規程を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

別表第1

常勤理事の報酬額	理事長	月額850,000円以内
	専務理事	月額600,000円以内

別表第2

監事の報酬額	監査作業1回につき10,000円(手取り)を支給する。
--------	-----------------------------

別表第3

費用弁償の額	1回につき2,000円を交通費として支給する。
--------	-------------------------